

フランス上院（元老院）改革 2 法が成立

門 彬

フランスでは、昨2002年の大統領選挙、続く総選挙において、シラク大統領を支持する保守勢力が圧勝し、1997年以来続いていた保革共存体制が解消した。国民議会（Assemblée nationale）（以下、「下院」とする）と元老院（Sénat）（以下、「上院」とする）の両院において、政権与党が圧倒的多数を占め、ラファラン内閣は安定した基盤の上に立って、地方分権改革、司法改革、年金改革、軍備改革等々、さまざまな分野で意欲的に改革を推し進めている。

立法府においても、去る2003年7月7日、折から開催されていた臨時議会において、クリスティアン・ポンスレ上院議長自らが提案者の一人となって上程されていた、上院改革のための議員立法2本が可決された。一つは「上院議員の任期及び被選挙権の年齢並びに上院の構成の改革に関する2003年7月30日の組織法律第2003-696号」⁽¹⁾（以下「組織法律2003-696号」）であり、いま一つは「上院議員選挙の改革に関する2003年7月30日の法律第2003-697号」⁽²⁾（以下「通常法律2003-697号」）である。本稿ではこれら二つの法律制定の背景、法律の概要、さらには憲法院の判断等を紹介する。

1 フランス上院の概要

フランスの議会制度は、大革命以降、幾多の変遷を遂げてきたが、1958年憲法による第五共和制では、上下両院からなる二院制を採用している。上院は、若干の例外事項を除き⁽³⁾、下院とほぼ対等の権限を有している。上院議員の定数は321議席、被選挙権は満35歳以上で、任期は9年である。3年毎にその約三分の一が順次改選

され、議会の解散はない。上院議長は各改選後に開催される議会で選出されるが、議長は、国家序列の中で大統領に次ぐ第二位の地位にあり、憲法第7条により、大統領が空席又は執務不能に陥った場合には、その代行を務める。

憲法第24条第3項は「上院は、間接選挙で選出される。上院は、共和国の地方公共団体の代表を保障する。フランス国外に居住するフランス人は、上院において代表される」と定めている。しかしこの上院は共和国の「地方公共団体の代表」であるという概念は、同じ憲法第1条の「フランスは単一で不可分の共和国である」という概念や、第3条の「国民（人民）主権」を定めた条文と絶えず緊張を孕んだ関係にあるという⁽⁴⁾。

もともと、大革命により封建的な旧体制を打破したフランスは、国家と個人たる人民との間に地域の代表というような中間的な介在を認めない「単一で不可分の共和国」を国家統治の基本としてきた。それは、地方に依拠する反革命勢力や貴族等を排除する必要があったからであり、このために強力な中央集権体制を敷いたという歴史を持っている。

こうした歴史的経緯から、「地方公共団体の代表」たる上院の存在については、フランスの憲法学者の中でも様々な解釈がなされてきたようである。例えば、上院は「地方公共団体の代表」であるとは言っても、個々の地方公共団体の利益代表というわけではなく、そこで代表するのは「不可分の総体としての公共団体」であり、「地方のレベルにおいて考えられる国民の総体」である、という解釈に立つ憲法学者もいる。直接選挙で選ばれるアメリカの上院議員が州を

代表するというよりも、特定の利益集団の代表という色彩が強いことに比べ、間接的代表として選出されるフランスの上院は、共同体の代表を保障する最良の手法であるという⁽⁵⁾。

もっとも、今年2003年3月に成立した憲法改正法「地方分権化法」で、共和国を定義した憲法第1条に、共和国の不可分性を堅持しつつ、「その組織は地方分権化される」という新たな条項が加えられた。これまでの憲法論議にも大いに影響があるものと思われる。

ここでは憲法論議はさておくとして、フランスでは、上下両院を問わず、国会議員は、地方政府の首長や地方議会議員との兼職が認められており、実質的に多くの議員が、選出母体である地域と政治的に密接な関係を持っている⁽⁸⁾。特に上院ではこの傾向が強い。上院のウェブサイトには、上院議員の役割について、法律を制定する「立法行為」、行政を監視する「政府のコントロール」と並び、「地方の代表」を掲げ、その役割を次のように述べている。

「大多数の上院議員は、上院議員職のほかに、地方議員職を行使している。・・・地方議会の集会や審議に参加することにより、議員たちは、その自治体の問題を知り、かつ体験する。こうして、議員たちは住民の真の関心事に触れる。全上院議員は、様々な県から選ばれ、それぞれの地方の経験を照らし合わせて、地方の利益と国家の利益を調和させることができるのである。」⁽⁹⁾

このような現実から、地方公共団体の代表たる上院（議員）は、法理論とは裏腹に、いきおい個別の地方の利益誘導に走る危険性も孕んでいるのである。

2 上院議員の選挙

上院の選挙で特徴的なことは、下院におけるごとく国民による直接選挙ではなく、先の憲法

第24条第3項が示すように、間接選挙で選出されることである。具体的には、フランス本国の96県及び海外県4⁽¹⁰⁾県の計100県を中心に、ニューカレドニアその他の海外領土、及び国外在住フランス人等で形成される選挙人団、総計約14万5千人による間接選挙で行われる。

上院の議席総数321は、A、B、Cの概ね同数の3グループに分けられ、一つのグループが前述のように3年毎に改選される。前回2001年9月に行われたBグループ（定数102）の改選時を例にとると、選挙人は、該当選挙区の下院議員178人、州議会代表583人、県議会代表1,401人、市町村（⁽¹¹⁾コンミュン）議会代表47,534人で、海外領土及び国外在住フランス人代表等を含めると、選挙人総数は49,845人にのぼった⁽¹²⁾。従って選挙人の95%以上を市町村議会代表が占めていることになる⁽¹³⁾。

間接選挙に関わる選挙人の大多数が36,000以上ある市町村議会の代表で占められていることから、上院は、伝統的に保守的な農山村部代表の色彩が強く、都市部の住民に著しく不利な形となっている。かねてから、上院は「農業会議所」(Chambre d'agriculture)、「小市町村の大評議会」(Grand conseil des petites communes)などと揶揄されてきた⁽¹⁴⁾。

また、議員の被選挙権年齢が満35歳以上、任期が9年というのも、下院に比して著しくアンバランスであるばかりでなく、議員の平均年齢が必然的に高くなり、このことも強い批判の対象となっていた。大統領の任期でさえ、2000年9月、国民投票による憲法改正により、7年から5年に短縮されているのである。

いま一つ、上院選挙で特徴的なことは、主たる選挙区である県の議席定数によって選挙方法が異なることである。今回の改正前は、定数2以下の県においては、多数代表2回投票制（以下、「多数代表制」とする）によって選挙が行われ、定数3以上の県においては、拘束名簿式比

例代表制（以下、「比例代表制」とする）によって選挙が行われることになっていた。多数代表制は、100県中、50県及び海外領土に適用され、計97議席が選出される。比例代表制は、残り50県と国外在住フランス人を代表する12人の選挙に適用され、計224議席が選出される。

3 上院の改革

第二院である上院の位置付けの曖昧性、議員の被選挙権の年齢の高さ、任期の長さに加え、地方公共団体と密接に関連した独特の選挙制度等々が、一貫して保守勢力優位を支えてきたため、上院の改革はことあるごとに国政課題として登場することになる。

第二次大戦後、未だ第四共和制下にあった1946年に、上院の存廃を巡って、国民投票が行われているが、この時、国民は上院の存続を選択している。次いで、1958年の第五共和制の発足後、この体制の生みの親とも言うべきド・ゴール元大統領が、1960年代になり、農業政策をめぐって上院と対立し、以後、両者は次第に敵対するようになっていった。ド・ゴール元大統領は、本来保守勢力に依拠する政治家であったが、上院の頑迷固陋さに手を焼き、1969年4月、遂に上院を立法機関から経済社会諮問委員会に格下げし、実質的な上院廃止を目論んだ憲法改正案を国民投票にかけるに至った。⁽¹⁶⁾結果は、大統領の敗北に終わり、ド・ゴール元大統領は辞任に追い込まれたのである。

時代を経て、2000年7月、保守派のシラク大統領下で政権を担っていた社会党のジョスパン前首相は、保守の牙城である上院の改革に挑み、「上院議員選挙に関する2000年7月10日の法律第2000-641号」⁽¹⁷⁾（以下「2000年上院選挙法」）を成立させた。同法の骨子は、憲法で定められた間接選挙の枠組みを保持しつつ、農山村部偏重を排し、徹底的に人口数を反映した選挙人団を

構成するため、①人口300人に1人の割合で選挙人を選ぶこととし（同法第2条）、②議席定数4以下の県においては多数代表制、定数5以上の県においては比例代表制によって選挙を行うという同法以前の規定を、一挙に定数2以下の県においては多数代表制、定数3以上の県においては比例代表制によって選挙を行うという規定に改めた（同法第9条及び第10条）。

いずれの規定も右派による上院の専横を切り崩す狙いがあったのであるが、①については憲法院が違憲と採決したため、第2条が削除されて同法は成立した。憲法院の判断は、選挙人を人口300人に1人とすると、人口の多い地域によっては、地方議員の選挙人では足りず、地方議員以外に、法律では認められている補助選挙人が占める割合が大幅に増え、前述の「上院は、共和国の地方公共団体の代表を保障する」という憲法の規定に反するというものであった。しかし、②については合憲と認められ、多数代表制と比例代表制の分岐点が、大幅に下がったことで、2001年9月のBグループの改選では、比例代表制を採用しなければならない県が、4県から一挙に17県に増え、102議席中、74議席が比例代表制で選出されることになった。この結果、三分の一の改選で、左派は、全体で13議席増を得て、保守派の一角に食い込むことに成功した。

この時の改選後、ル・モンド紙はその社説において、上院における左派の躍進に一定の評価を下しつつも、上院そのものの存在理由について次のような疑問を投げかけている。

「ドイツや米国のように連邦制をとる国においては第二院は州を代表することができる。・・・しかしフランスのような体制をとる国においては、第二院の役割は明確ではない。・・・実際、上院は、しばしば保守主義の砦として振舞ってきた。冷静沈着な行動をとるところか、左派の政権下にあっては議事妨害も辞さない急進野党の役割を実践し、逆に、右派の政権下に

あつては、多数派の行き過ぎを和らげるどころか、むしろその政策を強化する選択を行つてきた。」⁽¹⁸⁾

同紙は、上院に課された役割として、①（地方）議員の経験を生かし、立法府を「熟慮の府」（Chambre de réflexion）とすること、②地方公共団体の受任者たる「フランスの市町村の大評議会」（Grand conseil des communes de France）たること、の2点を挙げている。

上院の在り方に対して批判が高まる中で、上院自身も手をこまねいていたわけではない。2001年9月の改選後、上院議長に再選されたクリスティアン・ポンスレ議長は、ダニエル・ホッフェル副議長を座長とする、超党派からなる「上院改革検討委員会」を立ち上げている。ポンスレ議長が委員会に指示した命題は、①上院の存在の正常化（normaliser l'existence du Sénat）、②上院が、フランス人及び国外在住の同胞に耳を傾ける、真に身近な議会（une véritable assemblée de proximité）となるための仕事の革新及び活動の改善、の2点であった。同検討委員会は、2002年7月、上院理事部に大部な報告書⁽¹⁹⁾を提出している。今回の改革法のうち、特に組織法律2003-696号には、報告書の内容が多く反映されている。

4 上院改革2法の要点

今回の上院改革2法については、仮訳（後掲）を付したので、ここでは要点のみを紹介する。

(1) 組織法律2003-696号（全8条）

- 第1条～第5条：上院議員の任期を9年から6年に引き下げ、3年毎に三分の一を改選していたのを2010年の改選の時から第1及び第2の2グループに再編し、以後3年毎に二分の一を改選することとする。このための経過措置として、次回2004年9月に予定されているCグループ

（の選挙区）を、抽選により任期6年組と9年組とに分ける。抽選は、2003年10月から始まる新会期の第1週に行う⁽²⁰⁾。また、上院議員の被選挙権の年齢を満30歳以上に引き下げる。さらに県選出の議席数を2010年までにこれまでの304から段階的に326に増やす。

- 第6条～第8条：海外領土等に新たに適用する規定である。フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、マイヨットの議席をそれぞれ1増する⁽²¹⁾。県選出議員の定数増22と合わせ、全体で25増となり、上院の定数は2010年には346議席とする。第7条で旧フランス領ソマリランドに属していたアフール・エ・デ・イッサスの1議席を廃止する⁽²²⁾。

(2) 通常法律2003-697号（全6条）

- 第1条：上記の組織法律2003-696号第5条で定める県選出議員の22議席増の配分を定めている。（条文中の表にはフランス全100県中、議席増のあった21県だけを掲載している。21県中、セーヌ・エ・マルヌ県の2議席増を除き、あとはすべて1議席増である。）県選出議員の議席数は304から326に増える。
- 第2条：同組織法律第2条で定める、A、B及びCの3グループを6年任期の第1及び第2の2グループに再編し、移行するまでの区分を定めた。条文中の表には議席数が記載されていないが、Cグループが抽選により二つに分けられて、それぞれがA、Bのいずれかのグループに属することになる。抽選の結果に従い、Cグループの帰趨が確定し、新たに法律が制定されるまで、暫定的な区分表だけを表したものと思われる。理解に資するため、改選前の選挙法典付属の別表第5

を以下に掲げておく。ちなみに、A、B 及び C の 3 グループ (Séries) のうち、海外県 4 県を除く、フランス本土の 96 県は原則として県名のアルファベット順に区

分されている。例外は C グループ中のエソンヌ県からイヴリーヌ県までのイル・ド・フランス州に属する、パリ (県) を含む首都圏 8 県である。

表第 5

A グループ	B グループ	C グループ
県 の 代 表		
アン県からアーンドル県まで (Ain à Indre) 95	アーンドル・エ・ロワール県からピレネー・ゾリアンタル県まで (Indre-et-Loire à Pyrénées-Orientales) 94	バ・ラン県からイオンヌ県まで (Rhin [Bas-] à Yonne) 62
ギアーヌ県 (Guyane) 1	ラ・レユニオン県 (La Réunion) 3	エソンヌ県からイヴリーヌ県まで (Essonne à Yvelines) 45 グアドループ県 (Guadeloupe)、 マルティニク県 (Martinique) ... 4
96	97	111
海外領土、海外自治体及び国外在住フランス人の代表		
フランス領ポリネシア (Polynésie française) 1	ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) 1	マイヨット (Mayotte) 1
ワリス・エ・フツナ諸島 (Iles Wallis et Futuna) 1	海外領アファール・エ・デ・イッサス (Territoire des Afars et des Issas) 1	サン・ピエール・エ・ミクロン (Saint-Pierre-et-Miquelon) ... 1
国外在住フランス人 (Français établis hors de France) 4	国外在住フランス人 (Français établis hors de France) 4	国外在住フランス人 (Français établis hors de France) 4
102	103	117

(出典) Code électoral, Dalloz, édition 2002, pp.300-301.

- 第 3 条～第 4 条：海外領土及び国外在住フランス人の上院代表の扱いについて、選挙法典の補足
- 第 5 条～第 6 条：多数代表制によって選挙を行う県を、ジョスパン時代に定めた定数 2 以下の県から定数 3 以下の県に改めた。また、比例代表制によって選挙を行う県を、定数 3 以上の県から定数 4 以上の県に改めた。
- 第 7 条（憲法院で違憲と裁決されたため削除）

第 7 条はもともとと原案にはなく、上院の審議過程において、保守派からの修正案として加えられた。条文は以下のとおりである。

第 7 条 (新設) 選挙法典 L52-3 条に次の三項を加える。

「各種類(catégorie)の選挙において用いられ

る投票用紙の様式及び、場合により、文字の大きさは、当該選挙に関する法令で定めるところに適合しなければならない。

「多数代表制による選挙について、投票用紙には、単数又は複数の候補者の氏名以外の固有名詞を入れることはできない。

「名簿式投票制による選挙について、県又は州の各選挙区に提出される名簿には、国のレベルで識別されるために、同じ名称を付することができる。一の政治団体若しくは政党の名称、又は、場合により、その代表者の氏名を記載することができる。」

フランスの各種公選制においては、候補者が、選挙運動の一環として、法令の規定に従い、ポスター、政見案内状 (circulaire) 等とともに、投票用紙を自ら印刷し、選挙人に配布することが認められている。⁽²⁴⁾ (選挙の際に、選挙人が選挙

管理員の監視下で投票することは言うまでもない。)この第7条新設の趣旨は、上院の比例代表制で選出される選挙区では、政党・政治団体が、候補者を印刷した投票用紙に、選挙人の参考にするために、当該の政党・政治団体名又はその代表者名を印刷し、候補者の所属政党・団体を明瞭にすることにある。⁽²⁵⁾36,000以上ある(小)市町村を代表する選挙人が、候補者の全国レベルでの所属政党・団体を容易に見分けることができ、保守派に有利に働くものと思われる。

5 議会での審議と憲法院の判断

両改革法案とも2003年5月22日に上院に提出され、両法案は一体のものとして審議されてきた。両法案とも上院では6月12日に修正可決され、下院においては、7月7日に上院の採択案を無修正で可決して成立した。両法案の提案者の一人、クリスティアン・ポンスレ上院議長は、下院で可決された日、「この自己改革は、時代の空気に譲歩したものでなく、組織の被虐的行為でもない。上院を安定させ、その存在を正常化し、その真髄を守るために取られた緊急の必要性の結果である⁽²⁶⁾」と述べた。

議会での審議において、組織法律2003-696号は両院ともほぼ全会一致に近い票決で可決された。しかし、通常法律2003-697号については、社会党をはじめとする野党は頑強に反対した。

社会党は、両法案の可決後、通常法律2003-697号について、直ちに上下両院各60名以上の署名を集め、同法が憲法に違反しているとして憲法院に提訴した。⁽²⁷⁾

提訴の理由を簡単に紹介する。

- ① 第1条の各県への議席の配分は人口動態を反映しておらず、不均衡(一票の持つ重みの格差)が著しい。
- ② 第5条と第6条に関し、県において多数代表制で行う選挙を、これまでの定数2以下

から3以下の県に引き上げたこと、比例代表制で行う選挙を、これまでの定数3以上から4以上の県に引き上げたことの結果、比例代表制で選挙を行う県は、これまでの50県から24県に半減する。多数代表制と比例代表制の分岐点は、先述の「2000年上院選挙法」でジョスパン前政権時代に改正したばかりである。比例代表制の選挙区が減ることにより、「公選職への男女の平等なアクセスを促進することを目的とする2000年6月6日の法律第2000-493号⁽²⁸⁾」(以下「男女同数法」)の適用範囲が狭まり、女性の議会進出を後退させる。このことは、1999年の男女平等について定めた改正憲法⁽²⁹⁾に違反する。

- ③ 第7条は、明らかに法案の他の部分との関連性を欠いている。さらに同じ上院議員選挙において、多数代表制と比例代表制による候補者に客観的な相違はなく、選挙に際しての候補者の扱いに差別をつけることは正当性に欠ける。

この提訴に対して、憲法院が7月24日に下した判決の概要は以下のとおりである。⁽³⁰⁾

- ① については、無視できない不均衡を残しているとは言え、それでもなお不均衡の縮小には目に見える著しい結果が出ている。
- ② については、男女の公選職への平等なアクセスを促進する憲法第3条第5項は、憲法第34条第3項第1号に定める、立法者が国会において「両院及び地方議会の選挙制度を定める」権限を奪うものではない。
- ③ については、まず、L52-3条は、選挙法典第一部「各県の下院議員、県会議員、市町村議員の選挙に関する規定」であって上院のそれではない。また候補者でない者の氏名を投票用紙に記載することは、選挙人に混乱を生じせしめ、選挙の厳正さを歪めるものである。法律は明解であるべしという法

律そのものの目的にも反する。

憲法院は、以上の理由をもって、第 7 条のみを違憲とする裁決を下した。

かくして組織法律2003-696号及び通常法律2003-697号は、7月30日に大統領の審署を得て成立し、翌31日、官報に公示された。

(注)

(1) Loi organique n° 2003-696 du 30 juillet 2003 portant réforme de la durée du mandat et de l'âge d'éligibilité des sénateurs ainsi que de la composition du Sénat (フランス官報：2003.7.31、p.13016)

なお、組織法律とは、第五共和制において公権力の組織と運営の態様を定める法律で、憲法の規定する事項について、特別の採択手続と憲法院の合憲性審査手続をもって制定され、法律階層では憲法的法律と通常法律の中間に位置付けられている。(山口俊夫編『フランス法律辞典』東京大学出版会、2002より。)

(2) Loi n° 2003-697 du 30 juillet 2003 portant réforme de l'élection des sénateurs (フランス官報：2003.7.31、p.13017)

(3) 憲法の定めるところにより、予算法律案及び社会保障財政法律案は下院が先議権を有する。両院の意見が一致しない場合は、首相の要請で、両院同数合同委員会が開催され、協議されるが、それでも一致を見ないときは、下院に最終的な議決権がある。政府不信任議決権も下院にのみ認められている。ただし、「地方分権化」に関する最近の憲法改正で、地方公共団体及び国外在住フランス人に関する法案については、上院に先議権が付与された。

(4) 只野雅人「不可分の共和国とフランス元老院—『地域代表』の観念をめぐって」『法律時報』73巻2号、2001.2. 筆者は、この問題についてフランスの憲法学者の見解や憲法院の解釈を紹介しているので参照されたい。

(5) 同上。p.89で筆者が紹介しているフランスの法学者、J.-A.Mazères の見解。

(6) ○「共和国の地方分権化される組織に関する2003

年3月28日の憲法的法律第2003-276号」(Loi constitutionnelle n° 2003-276 du 28 mars 2003 relative à l'organisation décentralisée de la République)

(フランス官報：2003.3.29、p.5568)

○門彬「フランスの憲法改正—新たな地方分権改革法の制定—」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』425号、国立国会図書館調査及び立法考査局、2003.7

(7) 1982年の「地方分権改革法」により、中央政府派遣の知事による後見制度は廃止され、各地方公共団体の議会で選出された議長がその地方公共団体の首長を兼ねることとなった。従って、自治体の首長を兼ねる国会議員は強大な権力をもつことになる。

(8) 国会議員と閣僚等の政府構成員との兼職は憲法で禁じられている。

(9) 上院サイト：「上院、地方公共団体の代表」(Le Sénat, représentant des collectivités locales) <<http://www.senat.fr/role/instit.html>> (last access 2003.8.14)

(10) グアドループ島(西インド諸島)、マルティニク島(西インド諸島)、ギアーヌ(南米北東部)、レユニオン島(マダガスカル東部のインド洋)の4県。

(11) コミューン：市町村と訳されるが、日本におけるように、市、町、村ではなく、あくまでも県より下位の行政区分を一律に指す。その意味では、人口10万人を越える大都市も人口数十人の僻村も行政的には同じコミューン(市町村)である。

(12) 上院サイト：「上院選挙 2001.9.23」(Les Élections sénatoriales 23 septembre 2001) <<http://www.senat.fr/index.html>> (last access 2003.8.15)

(13) 1999年に行われた国政調査によれば、市町村の数は36,679を数え、そのうち90%以上にあたる32,000の市町村が、人口わずか2000人以下である。(内務省サイト：「統計(地方公共団体)」)

<http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/donneeschiffrees/accueil_donnees_chiffrees.html> (last access 2003.8.25)

(14) 新倉俊一編『事典現代のフランス [増補版]』大修

- 館書店、1999、p.36.
- (15) 下院は、議員の任期が5年で、任期満了か大統領の解散宣言により、1区1人の小選挙区で国民の直接選挙により一斉に改選される(定数577)。被選挙権は満23歳以上である。
- (16) 前掲『事典現代のフランス [増補版]』p.38.及び滝沢正『フランス法 第2版』三省堂、2002、p.140.
- (17) Loi no 2000-641 du 10 juillet 2000 relative à l'élection des sénateurs
フランス法令サイト (Legifrance) : <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html>>
- (18) Le monde, 2001.9.25
- (19) "Rapport du groupe de réflexion sur l'institution sénatoriale" présenté par M.Daniel HOFFFEL, Vice-Président du Sénat au Bureau du Sénat
上院サイト : <<http://www.senat.fr/rap/r01-2002/r01-2002.html>> (last access 2003.8.3)
- (20) 1998年に選出されたAグループは2007年に9年間の任期を終える。2007年に6年任期で改選される新たなAグループと2004年選出のCグループの半数(抽選で9年任期となる議員)とが第2グループを形成する。さらに2001年に選出されたBグループと2004年選出されるCグループの残り半数(抽選で6年任期となった議員)とが第1グループを形成する。第1グループ全員は2010年にその任期を満了し、第2グループ全員は2013年に任期満了となって、2010年以後3年毎に半数が改選される仕組みとなる。
- (21) 海外領土の安定を重視するフランス政府の政策を反映した措置。
- (22) 1977年、海外領土(旧植民地)ソマリランドがジブチ共和国として独立し、1980年のフランス上院の改選以来、空席となっていた。通常フランスの上院の定数は321であるとされているが、法的には322であった。今回、この組織法律でアファール・エ・デ・イッサスの議席を正式に廃止したものである。
- (23) 選挙法典 L52-3条 : 「各候補者又は候補者名簿の投票用紙には、そのシンボルマークを印刷させることができる。」
- (24) 例えば、上院議員選挙について定めた、選挙法典第2部第4編第5章「選挙運動」(propaganda) L308条第1項には、「候補者が印刷させ、個々の選挙人団に送付することができる政見案内状及び投票用紙の数量、寸法及び送付方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める」とある。他の公選についても同様の規定がある。
- (25) 法案第334号修正案提案理由 (Amendement présenté par M.Darniche) :
<<http://ameli.senat.fr/public/AmeliGrandPublic?num=334&ann=2002&page=grandpublic.AccueilGrandPublic>>(last access 2003.8.30)
- (26) Le monde, 2003.7.13
- (27) 組織法律については、憲法第46条及び第61条の定めるところにより、提訴がなくても憲法院の合憲性審査に付託される。組織法律2003-696号については、問題なく合憲の裁決が下ったので、ここでは省略する。
- (28) 一名「パリテ法」とも呼ばれる。その概要は、候補者名簿による比例代表制の選挙において、名簿に記載する男女の候補者数の差が1を越えてはならないというもので、市町村議会、県議会、州議会、欧州議会の各選挙に適用され、上院選挙についても比例代表区には適用される。(下院総選挙においては、1区1人制であるので適用されない。)
(Loi no 2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives) (Legifrance : <<http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html>>)
- (29) 憲法改正法「男女の平等に関する1999年7月8日の憲法的法律第99-569号」(Loi constitutionnelle no 99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes) : 憲法第3条に、第5項として「法律は、男女の公選職への平等なアクセスを促進する」、同第4条に、第2項として「政党及び政治団体は、この法律の定める条件により、第3条第5項に明示する原則の実施に寄与する」の二項が加えられ

た。この憲法改正に基づいて、翌2000年に「男女同数法」が制定された。この法律の制定に対して、上院は、同法が比例代表制の拡大につながることを危惧し、頑強に抵抗していたが、シラク大統領が同法に賛意を表明していたこともあって、成立に至ったという経緯がある。

- (30) Décision n° 2003-475 DC-24 juillet 2003 Loi portant réforme de l'élection des sénateurs
 <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2003/2003475/2003475dc.htm>> (last access 2003.8.3)

参考文献（注で用いたものを除く）

- (1) 黒瀬敏文「解説フランス選挙法典（一）～（一四・完）」『選挙時報』41(6) [1992.10]～46(6) [1997.6]
- (2) 亀高康弘「現代フランスの選挙制度とその問題点—近年の選挙制度改革を手がかりとして—」『Vita futura』(9)、2001.12.
- (3) 田中嘉彦「二院制をめぐる論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』429号、国立国会図書館調査及び立法考査局、2003.8.
- (4) Code électoral, Dalloz, édition 2002
- (5) 上院サイトから
 - ・ Proposition de loi organique portant réforme de la durée du mandat et de l'élection des sénateurs ainsi que de la composition du Sénat (no.312) <<http://www.senat.fr/dossierleg/pp102-312.html>> (last access 2003.7.14)
 - ・ Proposition de loi portant réforme de l'élection des sénateurs (no.313) <<http://www.senat.fr/dossierleg/pp102-313.html>> (last access 2003.7.14)
 - ・ Composition et régime électoral du Sénat (III

Mode d'élection des sénateurs)

<<http://www.senat.fr/evenement/compositio2.html>>

(last access 2003.8.12)

・ Vos sénateurs—Mode d'élection des sénateurs

<<http://www.senat.fr/role/senate.html>>

(last access 2003.8.14)

補記

本稿の脱稿後(2003.9.10)、議会の新会期の開催初日である10月1日に、上院で、後掲の組織法律2003-696号第2条IIに定めるところに従い、Cグループを任期6年組と9年組に分ける抽選が行われた。この結果、パ・ラン県からイオンヌ県までの議席は、来年2004年9月の改選時に9年任期で選出されることになり、イル・ド・フランス州（パリ県を含む首都圏）の8県及びグアドループ、マルティニク両海外県並びに海外領土マイヨット及びサン・ピエール-エ-ミクロンの議席は、6年任期で選出されることとなった。注(20)で述べたように、前者の9年任期組は、旧Aグループと共に新たに第2グループを形成し、同グループは2013年に任期を終え、以後6年任期で改選される。後者は旧Bグループと共に第1グループを形成し、同グループは2010年に任期を終え、以後6年任期で改選される。

* 上院プレス・コミュニケ（2003.10.2）：Le Sénat organise le passage progressif au mandat de six ans <<http://www.senat.fr/presse/cp20031002.html>>

(last access 2003.10.3)

* *Le monde*, 2003.10.3, “Au Sénat, la réduction des mandats par tirage au sort”

（かど あきら・海外立法情報調査室）

上院議員の任期及び被選挙権の年齢並びに上院の構成の改革に関する 2003年7月30日の組織法律第2003-696号

Loi organique n° 2003-696 du 30 juillet 2003 portant réforme de la durée du mandat et de l'âge d'éligibilité des sénateurs ainsi que de la composition du Sénat

門 彬 訳

第1条

選挙法典 LO275条を次のように改める。
「LO275条 上院議員の任期は、6年とする。」

条に次の1項を加える。

「上院の半数改選の時に、国外在住のフランス人を代表する上院議員は、6人選出される。」

第2条

I 選挙法典 LO276条を次のように改める。
「LO276条 上院議員を半数ずつ改選する。このため、この法典に付属する別表第5に従い、上院議員を概ね人数の等しい第1及び第2の二つのグループ (séries) に分ける。」

II 同組織法律第5条は、削除する。

III 経過措置として、2004年に選出される国外在住のフランス人を代表する上院議員4人のうち2人の任期は、9年とする。その指定は、選挙の翌月に行う本会議において、上院理事部が実施する抽選により行う。

II 経過措置として、抽選により第2グループとされたCグループの上院議員は、2004年に9年の任期で選出する。

IV I及びIIの規定は、2010年の半数改選の時から実施する。

2003年10月の第1週⁽¹⁾に、上院理事部は、本会議において、任期が9年となるCグループの上院議員の議席について、第3条IIIの規定を条件として、抽選を行う。

第4条

選挙法典 LO296条第1項を次のように改める。

「30歳未満の者は、上院議員に選出されることができない。」

このため、Cグループの議席は、セーヌ・エ・マルヌ県を除く、バ・ラン県からイオンヌ県の議席を一つの組 (section) とし、グアドループ、マルティニク及びビル・ド・フランス⁽²⁾の各県並びにマイヨット及びサン・ピエール・エ・ミクロンの議席を他の組とする二組に区分する。

第5条

I 選挙法典 LO274条を次のように改める。
「LO274条 上院県選出議員の定数を326とする。」

III Iの規定は、2010年の半数改選の時から実施する。

II 経過措置として、上院県選出議員の定数は、2004年に313、2007年に322とする。

第3条

I 「国外在住フランス人の上院代表に関する1983年6月17日の組織法律第83-499号」の第1

第6条

I 選挙法典第5部第7編L439条の前に、

LO438-1条、LO438-2条及びLO438-3条の三条を加える。

「LO438-1条 ニューカレドニアにおいては、2人の上院議員を選出する。

「フランス領ポリネシアにおいては、2人の上院議員を選出する。

「ワリス・エ・フツナ諸島においては、1人の上院議員を選出する。」

「LO438-2条 第2部中LO274条を除く組織法律の規定は、上院ニューカレドニア選出議員、上院フランス領ポリネシア選出議員及び上院ワリス・エ・フツナ諸島選出議員の選挙について、これらの規定中次の各号に掲げる字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えて適用する。

「1° ニューカレドニアについては、次のように読み替える。

「a）『県』とあるのは『ニューカレドニア』

「b）『知事職 (préfecture)』とあるのは『共和国高等弁務官 (haute-commissaire de la République)』又は『共和国高等弁務官の職務』

「c）『副知事 (sous-préfet)』とあるのは『共和国代表委員 (commissaire délégué de la République)』

「2° フランス領ポリネシアについては、次のように読み替える。

「a）『県』とあるのは『フランス領ポリネシア』

「b）『知事』及び『知事職』とあるのは『共和国高等弁務官』及び『共和国高等弁務官の職務』

「c）『副知事』とあるのは『行政管区長 (chef de subdivision administrative)』

「3° ワリス・エ・フツナ諸島については、次のように読み替える。

「a）『県』とあるのは『ワリス・エ・フツナ』

「b）『知事』及び『知事職』とあるのは『高等行政官 (administrateur supérieur)』及び『高等行政官の職務』

「c）『副知事』とあるのは『管区長 (chef de circonscription territoriale)』」

「LO438-3条 LO131条及びLO133条の適用については、自治体の形態如何を問わず、その自治体に属し、かつこれら二条に掲げる職と同等の職で、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フツナ諸島を管轄区域とするものは、コンセユ・デタの同意を得て制定するデクレで定める。

II 「上下両院海外領土選出議員及び上下両院ニューカレドニア選出議員の選挙に関する1985年7月10日の組織法律第85-689号」の第6条及び第7条は、削除する。

III I及びIIの規定は、ニューカレドニア及びフランス領ポリネシアについては、これらが属するグループの次回の改選の時から実施する。

第7条

上院旧領土アフール・エ・デ・イッサス選出議員の議席は、廃止する。

第8条

I 選挙法典第3部第2編第5章L334-15条の前に、LO334-14-1条として次の条を加える。

「LO334-14-1条 マイヨットにおいては、2人の上院議員を選出する。

「この法典の第2部中、組織法律の規定は、マイヨットの上院議員選挙に適用する。」

II 「マイヨットの上院議員の選出に関する1976年12月28日の組織法律第76-1217号」は、廃止する。

III I及びIIの規定は、マイヨットが属するグループの次回の改選の時から実施する。

(注)

- (1) フランス議会の通常会期は、10月初めから翌年6月末までと定められている。今年2003年10月に始まる2003-2004会期開催の第1週に、2004年9月に行われるCグループの改選における、任期9年組と6年組を予め抽選で決めておくという規定。
- (2) イル・ド・フランスは、フランスで22ある州の一つで、もとはパリ州と呼ばれていた。パリ(県)を含む

首都圏8県からなる。一つの組(section)ともう一つの組の議席数のバランスをとるために設けられた条項。現Cグループが分けられた二つの組のいずれかが、それぞれ抽選で、第2条Iに定める将来の第1グループ(série)、第2グループのいずれかに属することになる。

(かど あきら・海外立法情報調査室)

上院議員選挙改革に関する2003年7月30日の法律第2003-697号

Loi n° 2003-697 du 30 juillet 2003 portant réforme de l'élection des sénateurs

門 杉 訳

第1条

上院県選出議員の定数を定める選挙法典付属の別表第6の一部を次のように改める。⁽¹⁾

県	議席数
アン	3
アルプ・マリタイム	5
ブーシュ・デュ・ローヌ	8
ドローム	3
ウール・エ・ロワール	3
オート・ガローヌ	5
ジロンド	6
エロー	4
イゼール	5
メーヌ・エ・ロワール	4
ワーズ	4
バ・ラン	5
オ・ラン	4
セーヌ・エ・マルヌ*	6
ヴァール	4
ヴォクリューズ	3
グアドループ	3
ギアーヌ	2
ラ・レユニオン	4
ヴァル・ドワーズ	5
イヴリーヌ	6
合 計	3 2 6

第2条

I 第1グループは、旧Bグループの議席と2004年の部分改選の時に任期6年とされる旧Cグループの議席とで構成する。

第2グループは、旧Aグループの議席と2004年の部分改選の時に任期9年とされる旧Cグループの議席とで構成する。

II 抽選による第1グループ及び第2グループの区分に従って、2004年の改選前に、選挙法典付属の別表第5を法律で改める。

III Iの規定は、2010年の半数改選の時から実施する。

IV 経過措置として、各グループの上院議員の議席区分を定める選挙法典付属の別表第5を次のように改める。⁽²⁾

Aグループ	Bグループ	Cグループ
県 の 代 表		
アン県からアードル県まで	アードル・エ・ロワール県からピレネー・ゾリアンタル県まで	バ・ラン県からイオンヌ県まで
ギアーヌ県	ラ・レユニオン県	エソンヌ県からイヴリーヌ県まで グアドループ県、マルティニク県
ニューカレドニア、海外自治体及び国外在住フランス人の代表		
フランス領ポリネシア ワリス・エ・フツナ諸島 国外在住フランス人	ニューカレドニア 国外在住フランス人	マイヨット サン・ピエール・エ・ミクロン 国外在住フランス人

第3条

I 選挙法典 L440条は、削除する。

II 同法典 L442条を次のように改める。

1° 「上院フランス領ポリネシア選出議員（単数）」及び「上院ニューカレドニア選出議員（単数）」とあるのは、各々「上院フランス領ポリネシア選出議員（複数）」及び「上院ニューカレドニア選出議員（複数）」に改める。

2° 「A グループ」及び「B グループ」とあるのは、各々「第2グループ」及び「第1グループ」に改める。

III I 及びII1°の規定は、ニューカレドニア及びフランス領ポリネシアが属するグループの次の改選の時から適用する。

II2°の規定は、2010年の改選の時から適用する。

第4条

2010年の改選の時から、「国外在住フランス人を代表する上院議員の選挙に関する1983年5月18日の法律第83-390号」第2条の「三分の一」とあるのは、「二分の一」に改める。

第5条

選挙法典 L294条第1項を次のように改める。

「上院議員の定数が3人以下の県においては、選挙は、多数代表2回投票制によって行う。」

第6条

選挙法典 L295条第1項を次のように改める。

「上院議員の定数が4人以上の県においては、選挙は、混合投票(panachage)及び優先投票を用いない最大平均式比例代表制によって行う。」

第7条⁽³⁾

(2003年7月24日付憲法院裁決第2003-475号により違憲と宣告された規定)

(注)

(1) この表には、フランスにおける全100県(本土県96及び海外県4)のうち、議席増のあった21県だけを挙げている。表のうち、*印を付したセーヌ・エ・マルヌ県のみが2議席増で、あとは全て1議席増である。法改正前の全県の議席数は304で、表に挙げられた21県の22議席を加えると、合計326議席となる。

(2) 法文中の表には議席数が入っていない。この法律の制定時点では、上記の第2条I及びIIで定める新しいグループ分けの抽選は行われていない。抽選により議席数が確定した後に、IIで「2004年の改選前に、選挙法典付属の別表第5を法律で改める」と規定されているように、新たに区分表が改定されることになる。

なお、前掲解説中に掲げた現行の「表第5」の区分と異なる点は、海外領アフール・エ・デ・イッサスが削られている点だけである。前掲解説中8頁の注②を参照のこと。

(3) 前掲解説5頁の訳文を参照のこと。

(かど あきら・海外立法情報調査室)